

# 訪問介護員に関する省令

平成12年3月10日  
厚生省令第23号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）  
第二条の二第一項第二号、第二項第一号並びに第二号イ及びロ並びに第四項の規定に基づき、訪問介護員に関する省令を次のように定める。

## （研修の課程）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第二条の二第一項各号に掲げる研修（以下「研修」という。）の課程は、一級課程、二級課程及び三級課程とする。

- 2 一級課程は、二級課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、主任訪問介護員（訪問介護員のうち、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の訪問介護員に対する指導監督その他の訪問介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行うものをいう。以下同じ。）が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、二級課程を修了した者を対象として行われるものとする。
- 3 二級課程は、訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。
- 4 三級課程は、訪問介護員が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

## （研修の方法）

第二条 研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。

のとする。

- 2 講義は、通信の方法によって行うことができるものとする。この場合においては、添削指導及び面接指導を適切と認める方法により行われなければならない。

## （証明書の様式）

第三条 令第二条の二第一項に規定する証明書の様式は、別記様式によるものとする。

## （指定の申請）

第四条 令第二条の二第一項第二号の事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 研修の名称及び課程

三 事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）

四 学則

五 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

六 実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称及び所在地）

は、その名称)

- 七 前号の施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書
  - 八 収支予算及び向こう二年間の財政計画
  - 九 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
  - 十 その他指定に関し必要があると認める事項
- 2 講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出しなければならない。
- 一 講義を通信の方法によって行う地域
  - 二 添削指導及び面接指導の指導方法
  - 三 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

(指定の基準)

第五条 令第二条の二第一項第二号の厚生省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一級課程に係る基準
  - イ 修業年限は、おおむね一年以内であること。
  - ロ 研修の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
  - ハ 別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
  - ニ 講師は、一級課程を教授するのに適当な者であること。
  - ホ 別表第一に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。
  - ヘ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 二 二級課程に係る基準
  - イ 修業年限は、おおむね八月以内であること。
  - ロ 研修の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。
  - ハ 別表第二に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
  - ニ 講師は、二級課程を教授するのに適当な者であること。
  - ホ 別表第二に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。
  - ヘ 実習施設における実習について適当な実

習指導者の指導が行われること。

- 三 三級課程に係る基準
  - イ 修業年限は、おおむね四月以内であること。
  - ロ 研修の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。
  - ハ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
  - ニ 講師は、三級課程を教授するのに適当な者であること。
  - ホ 別表第三に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。
  - ヘ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 2 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。
  - 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
  - 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
- 三 面接指導の時間数は、一級課程に係るものにあつては十二以上、二級課程に係るものにあつては六以上、三級課程に係るものにあつては三以上であること。
- 四 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(名簿の記載事項)

第六条 令第二条の二第二項第二号イの厚生省令で定める事項は、訪問介護員の氏名及び生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日並びに修了証明書の番号とする。

(変更又は廃止、休止、若しくは再開の届出)

第七条 訪問介護員養成研修事業者(令第二条の二第一項第二号に規定する訪問介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。)は、第四条第一項各号(第九号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)若しくは第二項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、十日以内に、その旨及び次に掲げる事項を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、休止し、又は再開した場合にあっては、その研修の名称及び課程
- 二 廃止し、休止し、又は再開した場合にあっては、その年月日
- 三 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由
- 四 休止した場合にあっては、その予定期間

**(名簿等の提出)**

第八条 訪問介護員養成研修事業者は、毎事業年度終了後二月以内に、令第二条の二第二項第二号イに規定する名簿及び事業報告書を当該指定をした都道府県知事に提出しなければならない。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

別表第一（第五条関係）

区分	科 目	時間数	備 考
講義	老人保健福祉に係る制度及びサービスに関する講義	一〇	演習を行うこと。
	障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義	七	演習を行うこと。
	社会保障制度に関する講義	三	
	介護技術に関する講義	二八	事例の検討に関する講義に四時間以上充てること。
	主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する講義	二〇	事例の検討に関する講義を行うこと。
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	一六	
演習	居宅介護支援に関する演習	六	
	介護技術に関する演習	三〇	
	処遇が困難な事例に関する演習	二〇	
	福祉用具の操作法に関する演習	六	
実習	介護実習	七六	痴呆の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスセンターの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び老人介護支援センターの業務に関する実習並びに実習終了後の事例報告の検討を行うこと。
	福祉事務所、保健所等の老人保健福祉に係る公的機関の見学	八	
合 計		二三〇	

別表第二（第五条関係）

区分	科 目	時間数	備 考
講義	社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	六	
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	六	
	訪問介護に関する講義	五	訪問介護員の職業倫理に関する講義に二時間以上充てること。
	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	一四	
	介護技術に関する講義	一一	事例の検討に関する講義に四時間以上充てること。
	家事援助の方法に関する講義	四	
	相談援助に関する講義	四	
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	八	
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	四	
	介護技術に関する演習	三〇	
	訪問介護計画の作成等に関する演習	五	
	レクリエーションに関する演習	三	
実習	介護実習	二四	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護に関する実習を行うこと。
	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	六	
合 計		一三〇	

別表第三（第五条関係）

区分	科 目	時間数	備 考
講義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	三	
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	四	
	訪問介護に関する講義	三	訪問介護員の職業倫理に関する講義を行うこと。
	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	三	
	基礎的な介護技術に関する講義	三	
	家事援助の方法に関する講義	四	
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	五	
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	四	
	基礎的な介護技術に関する演習	一〇	
	事例の検討等に関する演習	三	
実習	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	八	
合 計		五〇	